

# PCB廃棄物の保管について

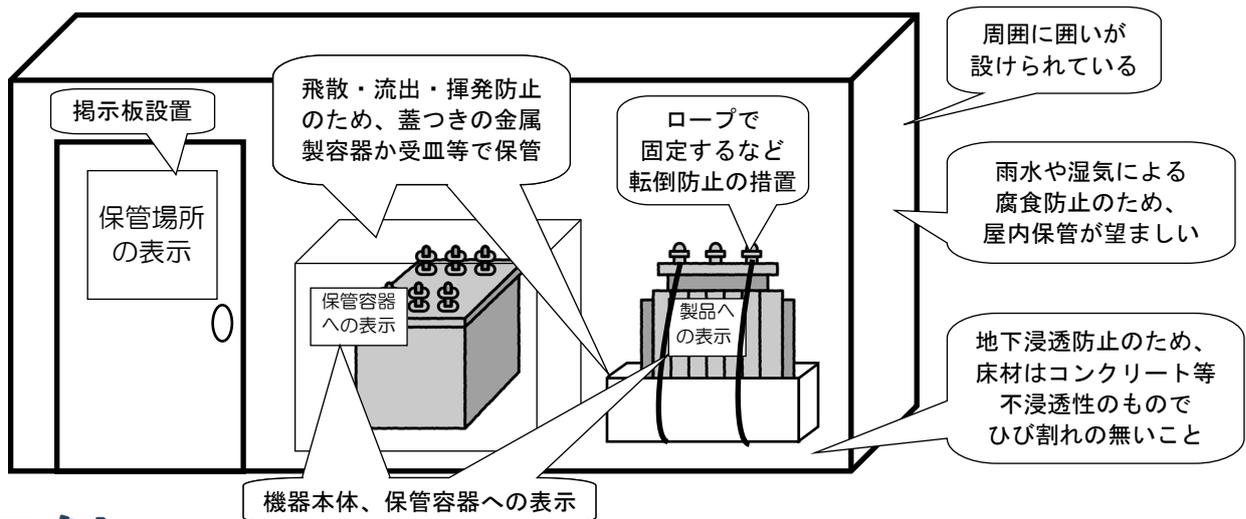
PCB廃棄物は「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき保管する必要があります。  
以下の内容を参考に、PCB廃棄物を適正に保管してください。

## 特別管理産業廃棄物保管基準

(廃棄物処理法施行規則第8条の13より抜粋)

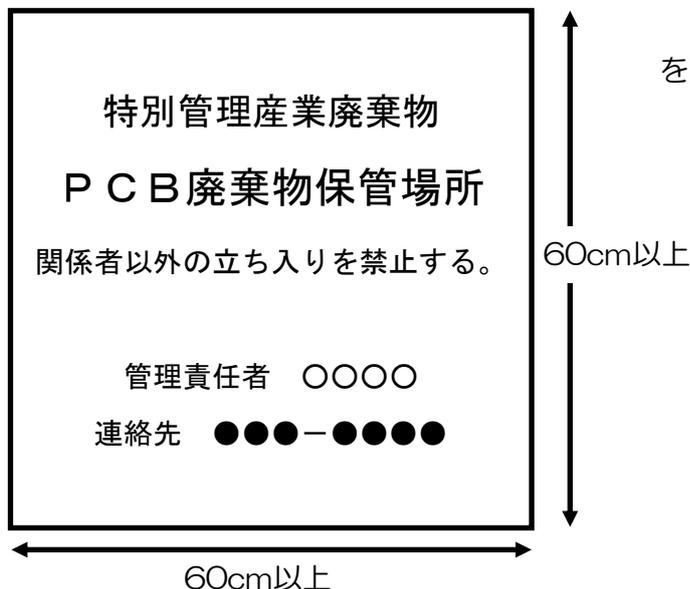
1. 周囲に囲いが設けられていること
2. 見やすい箇所に次に事項を表示した掲示板が設けられていること（縦、横 各60cm以上）
  - ・ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
  - ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
  - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
5. 他のものが混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること
6. 容器に入れ密閉するなどPCB廃棄物の揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること
7. PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること

## 保管例



## 表示例

### ○ 保管場所の表示例



### ○ 機器本体、保管容器への表示例

PCB含有電気機器の誤処分や災害時の紛失を防止するため、表示を行ってください。

本製品にはポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれています。

#### <お問い合わせ先>

〒790-8571  
松山市二番町4丁目7-2 別館4階  
松山市環境部廃棄物対策課  
PCB廃棄物担当  
TEL 089-948-6959  
FAX 089-934-1928